

改正容器包装リサイクル法の施行をはじめとする 容器包装 3 R の推進状況について

1. 容器包装の 3 R 推進に関する小委員会の審議経過

(概要)

平成 18 年 6 月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立したことを踏まえ、適切な法の施行を確保するため、関係者の意見を十分踏まえつつ、政省令事項の制定を含め、法の施行に向けた準備を円滑に進めるとともに、その他容器包装の 3 R を一層推進するために必要な事項について検討することが必要であることから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に、容器包装の 3 R 推進に関する小委員会（委員長：田中勝 岡山大学大学院環境科学研究科教授）を置き、必要な審議をいただき、4 月 24 日に案の了承を得たところ。

これを受け、6 月 14 日から 7 月 13 日まで「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」に係る省令事項等についてパブリックコメントを実施したところであり、今後、この結果を踏まえて、省令改正等を行う予定である。

(審議経過)

19 年 2 月 5 日 第 5 回小委員会（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループとの合同会合）

「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」に係る論点整理について審議

4 月 24 日 第 6 回小委員会（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループとの合同会合）

「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」について審議

（別紙 1 参照）

2. 容器包装廃棄物の3Rを推進するための取組について

中央環境審議会における容器包装リサイクル制度の見直しに係る意見具申を踏まえ、関係主体の連携協働により、容器包装廃棄物の排出抑制をはじめとする3Rを推進するため、前回廃棄物・リサイクル部会開催(2月2日)後、以下の施策を実施したところ。

(1) 改正容器包装リサイクル法の施行に係る広報事業の実施

- ・改正容器包装リサイクル法の施行を控えた本年3月の1か月間、期間限定で東京・大手町に「3Rカフェ(with OTEMACHI CAFE)」をオープンし、改正容器包装リサイクル法や容器包装3Rの取組に関する展示を行った。
- ・身近な3Rや容器包装の削減を学び、考え、実践につなげるため、「寺子屋3R」を3月の毎週金曜日に「3Rカフェ」にて実施した。
- ・容器包装3Rの環を全国に広げるため、「3R広場」と題した容器包装3R推進啓発事業を全国6都市(札幌・仙台・名古屋・神戸・広島・長崎)で実施した。

(2) 容器包装3R推進環境大臣賞表彰の実施

- ・容器包装廃棄物の3Rに資する優れた製品、小売店舗及び地域における連携協働の取組を対象とした「容器包装3R推進環境大臣賞」について一般募集を行ったところ、合計120件(製品部門60件、小売店部門20件、地域の連携協働部門40件)の応募があった。
- ・審査委員会での審査の結果、製品部門には4件、小売店部門には3件、地域の連携部門には5件の計12件を受賞者として決定し、4月11日に授与式を実施した。(別紙2)

(3) イオン株式会社との「循環型社会の構築に向けた取組に関する協定」の締結

- ・循環型社会の構築の取組を推進するため、イオン株式会社と環境省との間で「循環型社会の構築に向けた取組に関する協定」を締結し、4月16日にイオン株式会社の岡田社長及び若林環境大臣の出席の下で調印式を行った。
- ・本協定の締結により、イオン株式会社は、2010年度までに、店頭回収の更なる拡大とマイバッグ持参率全店平均50%以上・レジ袋8億4000万枚に半減達成を目標として取り組むとともに、の目標を達成するために、レジ袋無料配布を中止するパイロット店舗を全国に展開し、2010年度までに当該店舗のマイバッグ持参率80%以上を目指すこととしている。

(4) 「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(3R推進マイスター)の委嘱

- ・昨年6月に成立した改正容器包装リサイクル法において、容器包装廃棄物の3Rを消費者に広く普及・啓発するため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」(愛称、3R推進マイスター)を委嘱する制度が設けられ、この第一陣として、5月30日に委嘱式を開催し、オピニオンリーダーとして全国規模で活躍されている方や有識者など17名(別紙3)を委嘱した。

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについて(案)

改正容器包装リサイクル法

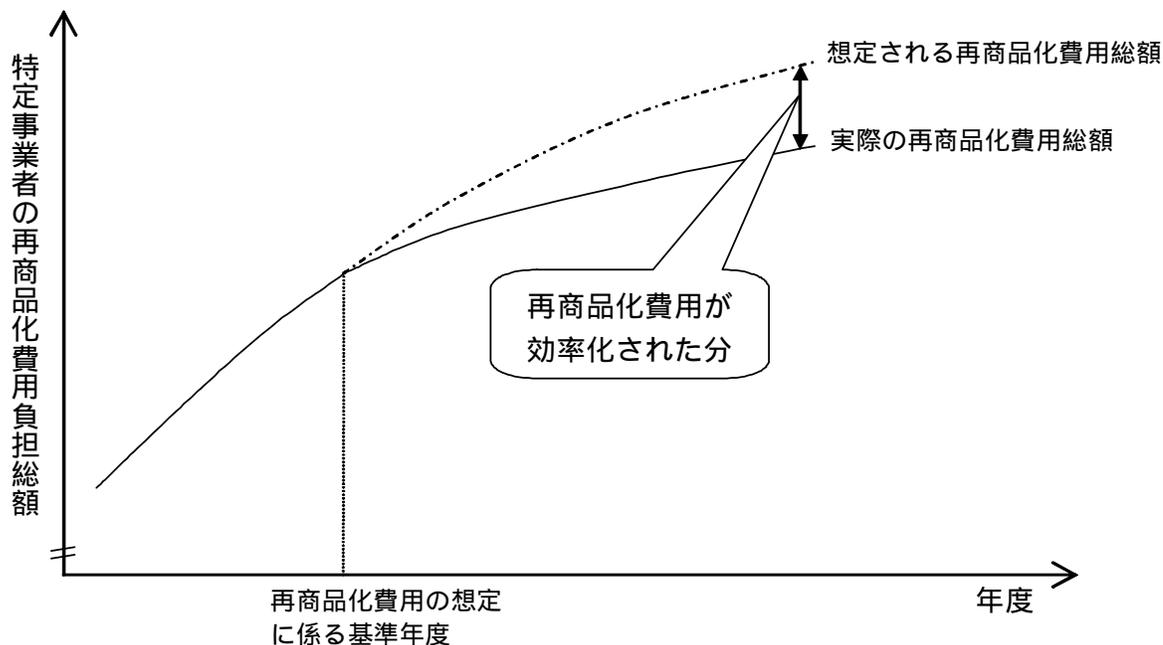
(市町村に対する金銭の支払)

第10条の2 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、^{1.(1)}その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が^{1.(2)}再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、^{2.}各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、^{3.}主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、指定法人又は認定特定事業者が、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物について、再商品化費用の効率化分に相当する額を算定することとされており、その額は、再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除した額とされている。

(参考：イメージ)



(1) 再商品化に現に要した費用の総額

【法律の該当部分】

その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

- ・ 再商品化に現に要した費用の総額として算定される額は、実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に、それらの再商品化に係る再商品化単価（再商品化の実施後に確定する再商品化事業者への委託単価）を乗じることにより算定することとする。

(2) 再商品化に要すると見込まれた費用の総額

【法律の該当部分】

再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

再商品化に要すると見込まれた費用とは、ある時点から再商品化の質の向上・コスト削減といった再商品化の合理化に寄与する市町村・事業者の更なる取組がなかった場合に想定される費用であり、この費用の算定に当たっては、再商品化をする年度の前年度において、想定量と想定単価を乗じることにより算定することとする。

この想定量や想定単価については、透明性を確保するとともに、より精度の高い適切な値とするため、具体的には以下のような数量に基づく算定や一定期間ごとに見直す運用等を行うこととする。

(想定量について)

- ・ 想定量については、市町村は3年ごとに策定される市町村分別収集計画に従って分別収集を行うこととされていることから、これを基礎として算定することが考えられるが、指定法人又は認定特定事業者の再商品化の対象となるのは、指定法人又は認定特定事業者がそれぞれ市町村から引渡しを受けることとなる特定分別基準適合物であることから、想定量は、市町村が指定法人又は認定特定事業者に引渡しを行うと見込む特定分別基準適合物の量とすることが適当であり、いわゆる市町村による独自処理量は対象とはならない。
- ・ また、市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を、引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。
- ・ このため、想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記の事情

を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前（前年度）に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。

（想定単価について）

- ・ 想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間ごとに見直す等の運用をすべきである。
- ・ 想定単価は、再商品化単価が毎年度変動する可能性があることを踏まえ、過去の一定期間（3年間）の再商品化単価の平均値を用いることとする。また、より精度の高い適切な単価とする観点から、直近の再商品化単価（例えば、平成20～22年度の想定単価にあつては平成17～19年度の再商品化単価）を用いて算定することとする。
- ・ 想定単価は、プラスチック製容器包装のように再商品化単価の異なる複数の再商品化手法がある場合は、再商品化手法ごとに区別して算定することとする。

2. 各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額

【法律の該当部分】

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額

指定法人又は認定特定事業者から市町村へ支払う額の総額（再商品化費用の効率化分に相当する額の1/2）のうち各市町村に支払う額については、市町村による再商品化の合理化に寄与する効果的な取組の促進が図られるよう算定することが適当である。

この制度の趣旨を踏まえれば、金銭の支払いに当たって、再商品化の合理化に寄与するような質の高い分別基準適合物をより多く指定法人又は認定特定事業者へ引き渡した市町村が評価される制度とすべきである。また、各市町村の寄与度の評価に際しては、評価内容の客観性、公平性や費用対効果の観点等にも留意する必要がある。

具体的には、以下の2つの指標により各市町村の寄与度の評価を行い、特定分別基準適合物ごとに市町村へ支払われる額の総額の1/2にそれぞれ各評価項目の寄与度を乗じて算定される額を、市町村ごとに合計して、各市町村へ支払う額を算定することとする。

➤ 各市町村に支払う額

= 市町村へ支払う額の総額の1/2 × 当該各市町村の 寄与度 ()

+ 市町村へ支払う額の総額の1/2 × 当該各市町村の 寄与度 ()

寄与度 = 当該各市町村の寄与分 / 全市町村の寄与分

特定分別基準適合物（ペール）の品質（容器包装比率）

- ・特に特定分別基準適合物（ペール）の品質を向上したものと認められる市町村については、当該市町村からの特定分別基準適合物の引渡実績量を当該市町村の寄与分とする。

1 特に特定分別基準適合物（ペール）の品質を向上したものとしては、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が90%以上であって前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であることとし、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装については、容リ協会の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であることとする。

2 品質については、容リ協会のペール品質調査結果等を基に主務省庁で判定する。

想定単価に比べた各指定保管施設における再商品化実績単価の低減額

- ・想定単価（再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定に使用した想定単価）と各指定保管施設における再商品化実績単価の差額に引渡実績量を乗じて低減額を算定し、市町村ごとに合計した額を当該各市町村の寄与分とする。

各指定保管施設における再商品化実績単価が想定単価を上回る場合はその差額を零として計算する。

3. 各市町村に対する金銭の支払の履行期限

【法律の該当部分】

主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

- ・指定法人又は認定特定事業者は、再商品化の終了後、各市町村に対して支払う金銭の額を算定して金銭を支払うこととなる。現在、施行規則で年度内に引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化は次年度の6月末日までに行うこととされていることを踏まえ、指定法人又は認定特定事業者の各市町村に対する金銭の支払いの履行期限は9月末日までとする。

4. その他（帳簿の記載事項）

- ・本制度の施行に際して必要な指定法人又は認定特定事業者の帳簿の記載事項の追加を行うこととする。

（以上）

「平成 18 年度容器包装 3 R 推進環境大臣賞」の受賞者

	受賞者	取組名 / 製品名	取組・製品の概要
【地域の連携協働部門】			
最優秀賞	びん再使用ネットワーク(東京都新宿区)	規格統一したリターナブルびん(Rびん)の普及	びん形状の統一により、効率的なリターナブルびん使用のシステムを構築し、全国の生協にびんの再使用を普及させる。超軽量びんの活用も開始。
優秀賞	京都市レジ袋有料化推進懇談会(京都市)	京都市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定	事業者、行政、市民団体の連携により、レジ袋の有料化を推進。市民団体(消費者)は、協定により、レジ袋を有料化した事業者を支援していくこととしている。
奨励賞	エコイベントサポートチーム 徳島(徳島県徳島市)	エコイベントサポート活動～ごみゼロ阿波踊り大作戦～	国内最大級のイベント「阿波踊り」に象徴される、各種イベントにおいて、ごみの分別やリユース食器の活用など、ごみの減量化に取り組む。
	P & Pトレーリサイクル研究会(山形県新庄市)	食品トレーリサイクル・新庄方式	地域全体の協力により、食品トレーのリサイクル事業を運営。分別や加工作業を障害者が行うことで、福祉にも貢献。
	小海中学校生徒会(長野県南佐久郡小海町)	アルミ缶収集活動および福祉活動	中学校生徒会が中心となり、町村やコンビニにも協力を得ながら、毎週、継続的にリサイクル推進活動を行い、かつ、その成果を福祉交流活動につなげている。
【小売店部門】			
最優秀賞	京都生活協同組合本部	コープ下鴨	高い買物袋持参率(91%)を誇り、その取組み開始年度も1983年と長期の取組み実績がある。また、地域住民の理解を得るため、先進的な戸別訪問の取組、京都市等との協定締結など地域連携にも積極的に取り組んでいる。
優秀賞	生活協同組合コープこうべ	コープ甲南	昭和50年頃から先進的にレジ袋の削減にとり組み、段階的に取組を強化、本年2月からはレジ清算方式で強制力を持った有料化を実施。マイバッグを忘れた消費者への袋・カゴのレンタル制度など、実効性を高める工夫を実施。
奨励賞	富山大学生生活協同組合	富山大学生協本店	国内でいち早く、紙コップ回収機、マイカップ自動販売機、自動回収機(RVM)を導入。また、活動を通じ、富山大学の学生の環境配慮意識の向上を目指す。
【製品部門】			
最優秀賞	株式会社エフビコ	店頭回収したトレーを再生利用したエコトレー	バージン原料の使用を最小限にとどめたりサイクルトレー。軽量かつ、かさばらないという経済性と、リサイクル性を両立。トレーの国内シェアの2割を占める。消費者との連携による回収原料の確保も進める。
優秀賞	麒麟ビール株式会社	ビール用軽量リターナブル大びん(633ml)	独自のコーティング技術で強度を確保し、リユース性能を維持しながらも、大幅な軽量化を実現。またスリム化により物流段階での運搬効率が10%程度向上した。
奨励賞	東洋製罐株式会社	地球に優しい缶 TULC(タルク)	環境保全性を徹底的に高めるために、使用材料や生産プロセスを根本から見直した新時代の金属缶。直接材料のリデュースに加え、二酸化炭素や固形廃棄物の発生量も大幅に低減、製缶時に水も汚すことなく、リサイクル性にも優れる。
	明治乳業株式会社	軽量化200mlリターナブルビン	超軽量リターナブルびんを利用。また飲み口のプラスチックキャップも空きビンと合わせて回収しリサイクルを行う。

「3R推進マイスター」の委嘱者リスト

(敬称略・五十音順)

氏名	職業等
あかほし 赤星 たみこ	漫画家。家事や生活の中での実践的なエコロジー活動を提案。身近なごみ問題から環境問題に取り組み、著作・作品多数。
ありもり 有森 ゆうこ 裕子	五輪女子マラソンメダリスト。国連人口基金親善大使として、発展途上国の貧困や女性の権利、環境問題等、国際社会問題に取り組む。
おおはし 大橋 まき マキ	アロマセラピスト。テレビ朝日「素敵な宇宙船地球号」など、環境をテーマにしたテレビ番組等でナビゲーターとして活躍。
きたの 北野 まさる 大	明治大学理工学部応用化学科教授。専門は環境化学。中央環境審議会委員等を務める。
こいずみ 小泉 さとこ 里子	ファッションモデル。富士山清掃登山や海岸清掃活動等を実施する環境保護団体『familiar-e』に賛同して活動。
しらい 白井 たかこ 貴子	シンガーソングライター。本年2月9日、初代の「かながわ環境大使」(通称・もったいない大使)に選任。
たかつき 高月 ひろし 紘	石川県立大学教授。京都市環境学習センター館長。専門は廃棄物管理。環境問題を取り上げたマンガ作家としても活躍。
たけした 竹下 けいこ 景子	女優。環境をテーマにした「愛・地球博」で日本館総館長を務め、環境配慮型の万博開催をPR。
なからい 半井 さえ 小絵	NHK気象キャスター。気象予報士。気象や防災、環境に関する講演活動、小学生向けの地球環境教育も実施。
ねもと 根本 みお 美緒	フリーキャスター・気象予報士。環境問題に高い関心をもち、自身のHPでもエコライフを紹介。次世代に向けた環境教育活動も行っている。
のぐち 野口 けん 健	アルピニスト。「富士山から日本を変える」をスローガンに、環境問題普及を提唱。環境学校を全国各地で開催。
はせがわ 長谷川 りえ 理恵	ファッションモデル、女性タレント。4R(3R+refuse)にrefreshとrelaxを加え、地球環境、自然、エコロジーを考えた生活を実践。
ひらの 平野 じろう 次郎	学習院女子大学特別専任教授。元NHK解説委員・記者。NHKスペシャル等の環境番組も担当。
みやざき 宮崎 みどり 緑	千葉商科大学教授。元NHKニュースキャスター。屋久杉と大島紬の保護に取り組む、奄美パーク園長、田中一村記念美術館館長を兼務。
もりた 森田 ちずこ 知都子	ふるしき研究会代表。『現代生活に活かすふるしき』をテーマに、容器包装廃棄物を減らす手段としてのふるしきの活用を提案。
やすい 安井 いたる 至	国際連合大学副学長。専門は無機材料化学、環境科学。中央環境審議会ほか各種審議会委員等歴任。
わだ 和田 ゆうき 由貴	節約アドバイザー。テレビ、雑誌、講演活動等を通じ節約情報を発信。

(お知らせ)
容器包装リサイクル法に基づく平成 18 年 4 月～9 月の分別収集及び
再商品化の実績の集計について

平成 19 年 7 月 17 日(火)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通：03-5501-3153
代 表：03-3581-3351
室 長：西村 淳 (内線 6831)
室長補佐：酒井 輝久(内線 6822)
担 当：安藤 英俊(内線 6837)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づく市町村における平成 18 年 4 月から 9 月までの分別収集及び再商品化の実績を取りまとめました。

- 1 . 容器包装リサイクル法の対象となる各品目の市町村分別収集量の合計量及び再商品化量の合計量は、それぞれ 143 万トン及び 138 万トンで、前年同時期と比べほぼ横ばいとなっています。
- 2 . 各品目の分別収集量及び再商品化量は、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装において前年同時期に比べ増加しているものの、その他の品目では、ほぼ横ばいとなっています。今後、分別収集実施市町村数の増加等によって、更に分別収集量の増加が期待されるところです。
- 3 . 全市町村数に対する分別収集実施市町村数の割合は、平成 12 年度に対象品目となった紙製容器包装、プラスチック製容器包装がその他の品目と比べてまだ低い状況ですが、いずれも増加傾向にあります。今後とも分別収集計画に基づく市町村の取組状況を注視しつつ、引き続き制度の円滑な実施に努めてまいります。

詳細は別紙のとおり。

(別紙)

平成18年4月～9月の累計

品目名	年度	平成18年度	平成18年4月～9月		平成18年4月～9月		平成18年9月	
		年間分別収集 見込量(t) *下段は平成17年度 収集見込量	分別収集量(t)		再商品化量(t)		実施市町村数	
無色のガラス製容器	18	392,074	172,628	(0.98倍)	165,562	(0.99倍)	1,736	(94.2%)
	17	450,584	175,744	-	167,467	-		
茶色のガラス製容器	18	335,137	153,606	(0.98倍)	146,759	(0.99倍)	1,741	(94.5%)
	17	387,520	156,434	-	148,934	-		
その他の色のガラス製容器	18	190,925	87,368	(1.02倍)	81,879	(1.01倍)	1,718	(93.3%)
	17	205,964	85,679	-	81,188	-		
紙製容器包装	18	154,504	39,668	(1.10倍)	37,844	(1.20倍)	607	(33.0%)
	17	189,970	35,899	-	31,539	-		
ペットボトル	18	284,779	146,101	(1.04倍)	140,668	(1.04倍)	1,763	(95.7%)
	17	243,070	140,880	-	134,771	-		
プラスチック製容器包装	18	724,817	304,595	(1.10倍)	289,877	(1.09倍)	1,236	(67.1%)
	17	757,050	276,098	-	264,811	-		
うち白色トレイ	18	9,504	2,326	(1.19倍)	2,055	(1.22倍)	678	(36.8%)
	17	14,439	1,961	-	1,690	-		
スチール缶	18	388,178	160,909	(0.93倍)	156,576	(0.94倍)	1,801	(97.8%)
	17	522,123	173,212	-	166,768	-		
アルミ缶	18	162,226	73,078	(0.97倍)	71,094	(0.97倍)	1,805	(98.0%)
	17	179,393	75,015	-	73,194	-		
段ボール	18	724,537	285,296	(1.03倍)	282,884	(1.03倍)	1,576	(85.6%)
	17	679,224	276,530	-	273,541	-		
紙パック	18	27,677	8,320	(1.03倍)	8,142	(1.03倍)	1,358	(73.7%)
	17	28,352	8,064	-	7,883	-		
合計	18	3,384,854	1,431,570	(1.02倍)	1,381,285	(1.02倍)	-	-
	17	3,643,250	1,403,554	-	1,350,096	-		

1 「再商品化量」とは、再商品化を行う事業者に市町村が引き渡した量である。

2 平成18年9月末日現在 全市町村数1,842(東京23区を含む)

(お知らせ)

「平成 19 年度 容器包装 3 R 推進環境大臣賞」の募集について

平成 19 年 7 月 17 日 (火)
 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
 企画課リサイクル推進室
 直 通 03-5501-3153
 代 表 03-3581-3351
 室 長 西村 淳 (6831)
 室長補佐 橋本 郁男 (6854)
 係 長 安藤 英俊 (6837)

環境省では、容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する活動の奨励・普及を図るため、平成 18 年度に「容器包装 3 R 推進環境大臣賞」を設けました。

平成 19 年度も引き続き、本年 7 月 23 日 (月) から 8 月 24 日 (金) まで一般募集を行いますので、奮って御応募ください。

1. 環境大臣賞の目的

改正容器包装リサイクル法の成立を踏まえ、事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等における容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する活動の奨励・普及を図り、容器包装廃棄物の 3 R を一層推進することを目的とします。

2. 環境大臣賞の内容

本制度では、「地域の連携協働部門」、「小売店部門」及び「製品部門」の 3 部門を設け、部門ごとに、容器包装廃棄物の 3 R に関する「最優秀賞」(各 1 団体)「優秀賞」(各 1 団体)及び「奨励賞」(各 1 ~ 3 団体)を授与します。

3. 募集対象

循環型社会の形成に向け、容器包装廃棄物の 3 R に資する優れた製品を製造・利用している事業者、優れた取組を行っている小売業者及び地域社会で各種団体と連携協働して優れた取組を行っている市民団体、NPO、学校、地方公共団体などを対象として、前項に掲げる部門ごとに募集します。

なお、募集対象は団体に限りますので、個人は募集対象となりません。

部 門	募集対象	応募資格
地域の連携協働部門	市民団体、NPO、学校、事業者、地方公共団体等の連携協働により、地域レベルでの容器包装廃棄物の 3 R 活動が実践され、その取組効果が顕著なもの	左記の取組を連携協働して行っている市民団体、NPO、学校、事業者、地方公共団体等の活動主体
小売店部門	小売店舗において容器包装廃棄物の 3 R に関して優れた取組を行っており、その取組効果が顕著なもの	左記の取組を行っている小売業者 (代表者が店舗ごとに応募すること)
製品部門	容器包装が廃棄物となった段階で 3 R の推進に資することに配慮した、画期的な製品設計・素材選択等を行い、その取組効果が顕著なもの	○ 左記の容器包装を製造した事業者 (製造事業者) ○ 左記の容器包装を利用した商品の製造をしている事業者 (利用事業者)

4. 応募資格

- (1) 応募は、応募団体からの申請によるものとします。
- (2) 都道府県や市町村、環境省地方環境事務所及び3R活動推進フォーラムが応募団体を推薦することもできます。この場合、都道府県や市町村は地方環境事務所に、3R活動推進フォーラムは環境省リサイクル推進室まで、推薦理由を記した推薦書を送付して下さい。

5. 応募方法

別添の「平成19年度容器包装3R推進環境大臣賞応募要領」によります。

6. 募集期間

平成19年7月23日(月)から8月24日(金)まで(消印有効とします)

7. 応募書類の提出先

担当地方環境事務所名	提出先
北海道地方環境事務所 (北海道)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10-1、ユーネットビル9F TEL 011-251-8702、FAX 011-219-7072
東北地方環境事務所 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23、仙台第二合同庁舎6F TEL 022-722-2871、FAX 022-722-2872
関東地方環境事務所 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL 048-600-0814、FAX 048-600-0517
中部地方環境事務所 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)	〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6、桜通大津第一生命ビル4F TEL 052-955-2132、FAX 052-951-8889
近畿地方環境事務所 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル8F TEL 06-4792-0702、FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	〒700-0984 岡山市桑田町18-28、明治安田生命岡山桑田町ビル4F TEL 086-223-1584、FAX 086-224-2081
高松事務所 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	〒760-0023 高松市寿町2-1-1、高松第一生命ビル新館6F TEL 087-811-7240、FAX 087-822-6203
九州地方環境事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0328、FAX 096-214-0354

8. 受賞者の決定方法

- (1) 学識経験者、3R推進マイスターなど外部委員から構成する審査委員会において、先進性、独自性、有効性、継続性、波及性など様々な面から総合的に審査して、受賞者を選考します。
- (2) なお、審査過程で、応募団体にプレゼンテーションをお願いする場合があります。

9. 環境大臣賞の授与式

平成19年秋頃に、環境大臣賞の授与式を開催する予定です。詳細が決まり次第、御案内いたします。

各部門の最優秀賞受賞者には、「容器包装3R推進環境大臣賞標章」の使用権を付与します。

各部門の受賞者については、環境省のホームページで紹介させていただきます。

10. 問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 担当:橋本・安藤

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5501-3153(直通)、03-3581-3351(内線6854)、FAX:03-3593-8262

電子メール:YOURIHOU@env.go.jp

<メールタイトル> 3R推進環境大臣賞の応募

(参考)

「平成 18 年度 容器包装 3 R 推進環境大臣賞」の授与状況

1. 授与式：平成 19 年 4 月 11 日（水）環境省第 1 会議室
 2. 応募件数：製品部門 60 件、小売店部門 20 件、地域の連携協働部門 40 件 合計 120 件
 3. 受賞者
 - (1) 製品部門
 - 最優秀賞
店頭回収したトレーを再生利用したエコトレー（株式会社エフピコ）
 - 優秀賞
ビール用軽量リターナブル大びん（633ml）（麒麟ビール株式会社）
 - 奨励賞
地球に優しい缶 T U L C（タルク）（東洋製罐株式会社）
軽量化 200ml リターナブルビン（明治乳業株式会社）
 - (2) 小売店部門
 - 最優秀賞
コープ下鴨（京都生活協同組合本部）
 - 優秀賞
コープ甲南（生活協同組合コープこうべ）
 - 奨励賞
富山大学生協本店（富山大学生生活協同組合）
 - (3) 地域の連携協働部門
 - 最優秀賞
規格統一したリターナブルびん（Rびん）の普及（びん再使用ネットワーク、東京都新宿区）
 - 優秀賞
京都市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定（京都市レジ袋有料化推進懇談会、京都府京都市）
 - 奨励賞
エコイベントサポート活動 ごみゼロ阿波踊り大作戦（エコイベントサポートチーム徳島、徳島県徳島市）
食品トレーリサイクル・新庄方式（P & P トレーリサイクル研究会、山形県新庄市）
アルミ缶収集活動および福祉活動（小海中学校生徒会、長野県南佐久郡小海）
- 各部門の最優秀賞受賞者には、「容器包装 3 R 推進環境大臣賞標章」の使用権を付与しました。

(お知らせ)

「平成 19 年度 わたしがつくったマイバック環境大臣賞」の募集について

平成 19 年 7 月 17 日 (火)
 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
 企画課リサイクル推進室
 直 通：03-5501-3153
 代 表：03-3581-3351
 室 長：西村 淳 (内線 6831)
 室長補佐：橋本 郁男 (内線 6854)
 係 長：安藤 英俊 (内線 6837)

環境省では、循環型社会の形成に向け、家庭ごみの約 6 割 (体積比) を占める容器包装廃棄物の 3 R (発生抑制: Reduce、再使用: Reuse、再生利用: Recycle) 活動を推進するため、様々な普及啓発活動を行っています。

特に、レジ袋等の無料配布される容器包装の排出削減を図るため、買い物に行く際の「マイバッグ持参運動」を啓発してきましたが、更に普及啓発を推進するため、この度「わたしがつくったマイバック環境大臣賞」を創設することになりました。

平成 19 年度については、本年 7 月 23 日 (月) から 9 月 7 日 (金) まで一般公募を行いますので、奮って御応募ください。

1. 目的

本事業は、改正容器包装リサイクル法の施行を踏まえ、創意工夫されたマイバッグを募集し、デザイン性、機能性、経済性等で特に優れた作品を表彰することを通じて、レジ袋を中心とした容器包装廃棄物の削減意欲を高め、国民運動として定着を図るとともに、児童・生徒部門への応募を通じて、子どもたちが環境問題に関心を持ち、環境負荷の少ない生活様式を身につけて成長することの一助となることを目的とします。

2. 応募対象と応募作品

- (1) 市民、NPO、市民団体、児童・生徒、事業者、国・地方自治体など、個人・団体を問わず、どなたでも自らが作成したマイバッグを作品として応募できます。ただし、市販品を購入したものや、応募した者以外が作成したものは応募対象となりません。
- (2) 募集するマイバッグは、消費者が買い物に持参し、購入した物を入れて運搬することができるものを広く対象とします。市販されているもので多く見受けられる手提げ鞆型のものに限らず、いわゆる「ふるしき」や「編みかご」についても応募対象とします。
- (3) ただし、実用的で機能的なことが必要ですので、500ml のペットボトルを 10 本以上入れて、人が手に下げて運搬することが可能な容量と強度を持つことを要件とします。

3. 表彰内容

- (1) 次表のとおり、一般選考とインターネット選考を行います。

大区分	小区分	応募対象	表彰内容	選考方法
一般選考	事業者部門	製造業者、小売業者、国・地方自治体、など	各部門について授与 ○最優秀賞(1団体) ○優秀賞(1団体) ○奨励賞(1~2団体)	「(仮称)優れたマイバッグ環境大臣賞選考委員会」で審査し選考
	消費者部門	大学生、専門学校生、一般市民、NPO、各種市民団体など		
	児童部門	小学生以下		
	生徒部門	中学生及び高校生		
インターネット選考	人気第1位~第3位	応募作品の中で一次選考を通過した作品の写真を環境省のホームページに掲載して、インターネットを使った人気投票を一定期間行い、投票数の多かった応募作品を受賞対象とする。		

(2) 一般選考では、事業者部門、消費者部門、児童部門及び生徒部門を設け、「(仮称)優れたマイバッグ環境大臣賞選考委員会」が部門別に審査して、最優秀賞(1団体)、優秀賞(1団体)及び奨励賞(1~2団体)を選考します。

(3) インターネット選考では、応募作品の中で一次選考を通過した作品の写真を環境省のHPに掲載して、インターネットを使った人気投票を一定期間行い、投票数の多かった応募作品から順に、人気第1位~第3位を受賞対象とします。

4. 作品の応募方法

(1) 応募者は、別添の応募用紙に必要事項を記載して、郵送又は宅配便で下記の事務局まで作品を送付してください。学校単位でまとめて送付いただくことも、事務局へ直接持参していただくこともできますが、着払いによる送付は受け付けしません。

(2) 御応募いただいた作品は応募者へ返却しません。応募作品は、環境省や地方自治体などが行う、容器包装廃棄物の3R推進に関する普及啓発活動に活用させて頂いた後、全国の幼稚園、保育所などに呼びかけ、子どもたちの環境教育に活用いただける施設に提供する予定ですので、あらかじめ御了承願います。

5. 応募期間

平成19年7月23日(月)から9月7日(金)まで(消印有効とします)

6. 受賞者の選考方法

(1) 学識経験者、3R推進マイスター及び消費者代表などからなる「(仮称)優れたマイバッグ環境大臣賞選考委員会」で、応募作品をデザイン性、機能性、経済性、便利性など様々な面から総合的に審査して、一般選考における各部門の受賞者を選考します。

(2) 審査内容に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てなどについてはお受けできません。

7．表彰式の開催

本年秋頃に、環境大臣賞の授与式を開催する予定です。
詳細が決まり次第、御案内いたします。

8．応募作品の活用

- (1) 御応募いただいた作品は、環境省が開催する3R推進に関するイベント・キャンペーンにおいて、容器包装廃棄物の排出削減のPR活動に活用します。
- (2) 環境省のホームページに、受賞作品の写真とその作品の応募者のお名前を掲載する予定です。
- (3) その他、国や地方自治体、市民団体等が行う容器包装廃棄物の排出削減のPR活動にも、貸し出すなど、普及啓発活動に幅広く利用させていただきます。

9．事務局（応募作品の送付先、問い合わせ先）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 担当：橋本・安藤

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5501-3153(直通)、03-3581-3351(内線6854)、FAX:03-3593-8262

電子メール：YOURIHOU@env.go.jp

<メールタイトル> わたしがつくったマイバッグの応募